

第 2 号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	市民生活部 暮らし政策課	
契約締結年月日	令和 7 年 7 月 1 4 日	
工 事 名	スカイワードあさひエレベーター改修工事	
工 事 内 容	エレベーター 2 基のリニューアル工事 一式	
契約金額 (税込)	6 2, 8 5 5, 1 0 0 円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契 約 の 相 手 方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 中部支社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 (該当する□欄に印をつけること)	
	☒ 第 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	☐ 第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	☐ 第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	☐ 第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	☐ 第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	☐ 第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	☐ 第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
	本工事は、耐用年数が経過し供給が終了する部品の取替えを行うものであるが、施工に当たっては、当該エレベーターの仕様や構造等を熟知し、専門的な知識及び技術力を備えた事業者でなければ安全性を担保することが困難な業務である。 また、本工事を他事業者に発注する場合、当該エレベーターの製造者によって安全性を担保することが困難になるため、技術的・安全性の観点から適切でないと考えられる。 以上のことから、当該エレベーターの製造者で、かつ長年当該エレベーターの保守点検に従事してきた実績がある三菱電機ビルソリューションズ株式会社中部支社と随意契約を行う。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、市民生活部暮らし政策課です。